

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

返済猶予法 1年延長へ

昨年12月からはじまった中小企業金融円滑化法ですが、金融庁は、各金融機関に対して中小企業からの返済条件の変更要請に応じる努力義務を課す中小企業金融円滑化法の期限を1年間延長することです。

厳しい経済情勢が続いてると判断し、来年3月末で切れる期限を2012年3月末まで1年間延長し、中小企業の資金繰りを後押しする予定です。なお、法案は、来年の通常国会に同法改正案を提出する方向となっています。

中小企業金融円滑化法は、中小企業から金利減免や返済猶予など返済条件の変更の申し出があれば、できるだけ応じる義務を金融機関に課したのが特徴です。

昨年12月から来年3月末までの時限立法でしたが、1年延長し、今後も条件変更の要請があれば柔軟に応じるよう金融機関に求める一方、現在、金融機関に課している条件変更の取り組みに関する報告義務は延長に併せ軽減する方向で調整しています。

中小企業からの要請に応じた件数より、実際に中小企業の経営改善がどれくらい進んでいるのかといった点を重視した報告などが検討課題になりそうです。

倒産件数の減少など円滑化法は一定の効果をおよぼしている半面、条件変更が単なる延命策になりかねず、金融機関が「隠れ不良債権」を抱え込むことになっているとの見方も根強いのが現状です。

CONTENTS

返済猶予法 1年延長へ	P. 1
納税減額請求期限を 1年から5年に延長!	P. 1
日銀のゼロ金利政策が 税金に与える影響	P. 1
相続税法改正の方向性	P. 2
One Point	P. 2
専業主婦はいくらまで 仕事ができる?	P. 3
新卒採用で 助成金がもらえます!	P. 3
不動産基礎知識	P. 4
スマートフォン選びのポイント	P. 5
12月度の税務スケジュール	P. 5
今月の名言録	P. 6
編集後記	P. 6

納税減額請求期限を1年から5年に延長!

政府税制調査会のプロジェクトチームが先月末にまとめた報告書によると、納税手続きの改善策が検討されています。

その中には、納税者が納税額の減額を求める「更正」で、申告期限後1年としている請求期間を5年間に延ばすことが柱となっています。

増額の申告は現在5年間のため、公平性の観点から期間をそろえることになりそうです。

今後、政府税調の本体例会に提案し、2011年度税制改正大綱に盛り込まれる予定ですが、長年疑問に感じていたことなので、ようやく改正される方向で個人的には大変歓迎しています。



日銀のゼロ金利政策が税金に与える影響

急激な円高と止まらないデフレにより、下振れ懸念が高まっていた日本ですが、世論の「経済対策を」の声が大きくなり、日本銀行がカンフル剤として提示した金融施策は「ゼロ金利政策」でした。

すべての銀行の基準金利となる政策金利をゼロにすることで、デフレからの脱却を狙ったこの政策、過去2回実施されていますが、今回の実施がどれだけの成果をもたらすかはまだ未知数です。

この「政策金利」とは、かつてはいわゆる「公定歩合」のことを指していました。しかし、平成6年の金利自由化により、

「政策金利」は「無担保コールレート(オーバーナイト物)」のことを指し、「公定歩合」は「基準割引率および基準貸付利率」という名前に変わっています。

この「基準割引率」は税の世界にもさまざまな影響を与えています。

まず、会社が役員や使用人に貸し付けを行っている場合、その貸付金に利息を付けなければその部分が役員への「経済的利益」として扱われてしまいます。この利息相当額は、ほかから借入して貸し付けたもの以外のケースでは、貸付を行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4%の利率を加算した利率により評価します。



またほかにも、延滞税や利子税の税率は、法定納期限の翌日から修正申告書を提出した日の翌日以後2カ月を経過する日までの期間は年「7.3%」か「前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%」のいずれか低い割合となります。

ゼロ金利の影響として、来年の会社からの貸付金利息や附帯税が下がることに期待してしまいましたが、残念ながら政策金利と基準割引率は必ずしも連動していません。とはいうものの、過去最低の水準であることは間違いなさそうです。

相続税法改正の方向性

ここ数年、税制改正の時期になると相続・贈与税の改正が論議になりますが、今年も、次の事項が検討されているようです。

- ① 相続税基礎控除の減額(60%カット)
- ② 10億円超につき最高税率を60%に
- ③ 退職金・保険金の500万円非課税枠廃止
- ④ 贈与税の基礎控除のアップ
- ⑤ 遺産税体系への切り替え



昭和50年代から60年代はじめにおいては $<2000万円 + 400万円 \times \text{相続人数}>$ が相続税の基礎控除でした。それがバブルの到来とともに昭和63年に一気に2倍になり、その6年後現在の2.5倍になっています。

地価が昭和50年代の水準に下落しているのに、基礎控除が高いまま据え置かれていることは不合理であり、50年代水準に戻すべき、との説明資料が公開されています。

また、相続税の最高税率は以前70%とか75%とかでしたが、現在は50%です。昭和63年以降数次にわたり、最高税率の引下げを含む累進構造の緩和が行われてきており、相続税の資産再分配機能が低下している、とコメントされています。

会計検査院の「平成18年度決算検査報告」を引用して、「死亡保険金の非課税措置については、高所得者も適用しており、節税目的と慮られるものも見受けられる」と述べ、退職金・保険金の500万円非課税枠廃止の意向を明らかにしています。

高齢化社会になり、相続の発生が長期に繰り延べられていることを踏まえ、現役世代への生前贈与促進による消費の振興は従来からの政策でした。

相続税の重課と贈与税の軽課は消費促進的であるとの立場が今年は一層鮮明で、贈与税の軽課策としての基礎控除のアップと相続時精算課税の孫への適用拡大が提案されています。

また、課税方式の改正として、遺産税体系に体系変更することを打ち出しています。最高裁判決で所得税との二重課税が禁止されたことを踏まえると、アメリカ的遺産税方式の方が清算的課税をしやすいので、それへの傾向が強くなっているようです。

One Point

メーカーからもらった宣伝目的の陳列棚等の取扱いは？

売出し中の商品名や写真が描かれたクルマが街中を走り回っています。しかし、運転者は必ずしもそのメーカーの社員とは限りません。メーカーが宣伝のため販売業者にクルマを渡し、営業車として使ってもらっているということもあるのです。

ほかにも特定の商品用にデコレーションされた陳列棚など、広告宣伝を兼ねた資産がメーカーと販売業者の間でやり取りされることは少なくありません。通常、販売業者がメーカーから資産をタダまたは安価で譲られた場合には、メーカーが取得したときの価額を経済的利益の額として益金算入します(取得のために販売業者が支出した金額があればそれを引いた額)。

ただし、その取得した資産が前述の「広告宣伝用資産」なら扱いが若干異なります。この場合、「メーカーが取得した価額の3分の2-販売業者がその取得のために支出した金額」が経済的利益の額となります。あげたメーカー側にも宣伝効果という「利益」があるため、こうして単なる贈与とは区別しているのです。

広告宣伝用資産は、自動車なら「車体の大部分に一定の色彩でメーカーの製品名または社名を表示し、その広告宣伝を目的としていることが明らかなもの」と定義されています。陳列棚や冷蔵庫、容器でも同様で、製品名やメーカー名の広告宣伝が目的と明らかなものが該当します。大きなものになりますが、展示用モデルハウスも、メーカーの製品の見本であることが明らかであれば広告宣伝用資産です。

もらった資産が30万円以下なら経済的利益の額はないものとされます(同一メーカーから2以上の資産をもらったときは、その合計額)。また、もらった資産が広告宣伝用看板などのように専ら広告宣伝用となる資産は、取得による経済的利益の額はないとされています。

専業主婦はいくらまで仕事ができる？

専業主婦の妻がパートで働きに出た場合は幾らまでなら稼いでよいのか？ という質問をよくいただきます。専業主婦がパートで働く場合年収「100万円」「103万円」「130万円」の3つのハードルがあります。これは「妻に住民税がかかる」「妻に所得税がかかる」「社会保険の扶養から外れる」ということを意味します。

◆100万円のわけ◆

住民税がかかってきます。しかも住民税の基礎控除は、33万円ですから、100.1万円の給与があった場合は、給与所得控除は65万円ですから、 $100.1 - 65 - 33 = 2.1$ 万円に住民税の所得割2,100円と均等割4,000円がかかってきますので、手取りは返って減ってしまうことになります。

◆103万円のわけ◆

一番よく耳にする数字だと思います、これは所得税の課税されない上限です。給与所得から給与所得控除65万円と基礎控除38万円が引けますので、 $65 + 38 = 103$ ということになります。これを超えなければ所得税がかかりません。夫は配偶者控除を受けられます。しかし103万円を超えても夫の年収が、1,000万円以下ならば配偶者特別控除が使えます。141万円まで概ね5万円刻みで控除は少なくなりますが、夫の税金負担増を合わせても、住民税のような、負担逆転現象は起きませんので、必要以上に気にする必要はありません。但し夫の年収が1,000万円超の場合は配偶者特別控除が使えませんのでご留意下さい。

◆130万円のわけ◆

妻の収入が130万円以下の場合は夫の扶養として夫の会社の健康保険に加入出来るからです。妻の収入が130万円を超えると妻の勤務先の健康保険に加入するか、国民健康保険に加入する必要があります。妻が40歳以上だと介護保険料の負担もあります。妻が仮に132万(月11万円)パート収入があったとすると勤務先で健康保険に加入して年間約7万円の保険料負担になります。

さらに、年金保険料の負担も発生します。

今までは専業主婦でしたから夫の年金に相乗りできましたが、パート先の厚生年金保険に加入するか、国民年金の被保険者として保険料の納付が必要になります。厚生年金保険の場合は、年間約10.6万円(8,831円×12ヶ月)の保険料負担になります。



新卒者採用で助成金がもらえます

卒業後も就職活動を継続中の新規学卒者の方(高校・大学等を卒業後3年以内の方)を正規雇用へ向けて育成するための奨励金創設されました。

今後、若手従業員の雇用を検討される際には、

- ・「有期雇用後、正規雇用」しようと考えているのであれば、**3年以内既卒者トライアル雇用奨励金**
- ・始めから「正規雇用」しようと考えているのであれば、**3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金**

を受けられる可能性がありますので、ハローワークへ求人を出す前に一度内容を確認してみるとよいでしょう。この助成金は平成23年度までの時限措置です。

●3年以内既卒者トライアル雇用奨励金

1. 対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、それらの紹介により、原則3か月の有期雇用をし、その後に正規雇用で雇い入れた事業主

2. 奨励金支給額

- (1)有期雇用期間(原則3ヵ月)10万円/月/1人(MAX30万円)
- (2)有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ・・・50万円/1人/(雇入れから3ヵ月後に支給)

3. 支給対象労働者

大学等を卒業後3年以内の既卒者で1年以上、同一事業主に正規雇用された経験のない人。ハローワークに求職登録している人でH20年3月以降の新規学卒者、中学・高校・高専・大学・大学院・専修学校等卒業者が対象です。

●3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金

1. 対象事業主

大学等の既卒者を正規雇用する事業主、又は卒業後3年以内の大学等の既卒者も応募可能な新卒求人を、ハローワーク又は新卒応援ハローワークに提出しそこから紹介で正規雇用した事業主

2. 奨励金支給額

正規雇用での雇入れから6ヵ月経過後に、100万円を支給(同一事業所の支給は1回限り)

3. 支給対象労働者

3年以内既卒者トライアル雇用の場合と同じ要件ですがこの助成金の大学等とは短大・大学・大学院・高専及び専修学校卒業者となっています。

不動産基礎知識(価格情報について)

不動産を売買するときに、対象となる不動産や地域の相場を知る上で参考となる様々な価格情報があります。実際の不動産の取引価格を知ることは容易ではありませんが、土地については、公的な価格情報が公表されています。その代表的なものとして、国土交通省が実施している地価公示と、都道府県が実施している地価調査、国税庁が実施している相続税評価があります。その他、国土交通省が提供している「土地総合情報システム」では、アンケート調査に基づいて、実際に取引された土地の価格情報が、インターネットで提供されています。不動産取引を検討するにあたっては、対象土地の近隣におけるこれらの価格を調べてみるとよいでしょう。

◎ 指標となる価格情報

物件種別	価格情報	実施機関	内容
土地	地価公示	国土交通省	公的機関が評価した価格(※)
	地価調査	都道府県	公的機関が評価した価格(※)
	相続税評価	国税庁	公的機関が評価した価格(※)
	土地総合情報システム	国土交通省	不動産の購入者へのアンケート調査で把握した実際の取引価格情報

(※)公的機関が評価した価格であって、実際に取引された価格ではないことに留意してください。

◆ 地価公示(公示価格)

土地の価格に関して、最も代表的な情報である地価公示は、地価公示法に基づき、国土交通省土地鑑定委員会が、毎年3月下旬に公表するものです。地価公示では、全国で約3万地点の「標準地」が選定され、毎年1月1日時点を基準日として、それぞれの標準地の価格が公示されます(公示された価格を「公示価格」といいます)。各標準地につき2名以上の不動産鑑定士が行った鑑定評価に基づき、その正常な価格を土地鑑定委員会が判定します。公示価格は、一般の土地取引価格の指標となるだけでなく、公共用地の取得価格の算定基準ともなっています。

◆ 都道府県地価調査(基準地価)

地価公示と並んで、代表的な土地の価格情報である都道府県地価調査は、国土利用計画法施行令第9条に基づき、都道府県知事が、毎年9月に公表するものです。地価調査では、全国で2万数千件の「基準地」が選定され、毎年7月1日を基準日として、それぞれの基準地の価格が公表されます(公表された価格を「基準地価」といいます)。各基準地につき1名以上の不動産鑑定士が行った鑑定評価に基づき、その正常な価格を都道府県が判定します。基準地価は、公示価格の半年後に公表されることから、不動産取引における地価の変動を速報し、地価公示を補完する役割を担うものと位置づけられます。

◆ 相続税評価(路線価)

路線価は、相続税や贈与税を計算するにあたって、宅地(土地)の課税価格を評価するための基準となる価額として、毎年8月上旬に公表されるものです。宅地の価額がおおむね同一と認められる路線(道路)ごとに、毎年1月1日を基準日として、地価公示価格、売買実例価額、鑑定評価額、精通者意見価格などを参考として、各国税局の局長が評定し、それぞれの路線の価額が公表されます。評定の基礎となる「標準宅地」は全国で約38万地点(平成20年分実績)が定められており、平成4年以降は地価公示の8割程度となるように評定されています。

不動産取引を検討するにあたっては、対象土地の路線価も参考情報となります。例えば、対象土地と近隣の土地の価格との比較を行う場合に、それぞれの路線価を比較するとおおよその相場を把握することも可能です。ただし、路線価はあくまでも課税価格を評価するための価額であることには留意の上、適切に活用してください。

◆ 土地総合情報システム

国土交通省では、不動産売買に関する登記情報を活用して、不動産の購入者に対して購入した物件の価格等に関するアンケート調査を実施しています。このサイトでは、アンケート結果に基づいた取引価格情報(実際に売買された価格情報)が提供されています。対象となる物件は、土地、建付地(建物付き土地)、マンション等で、対象エリアは、全国の県庁所在市などの地価公示対象地域です。

地域別に検索すると、実際に取引された物件の価格、おおむねの取引時期、物件概要(土地建物の面積・土地の形状、建物の構造等)、前面道路の状況、用途地域等の情報を閲覧することができます。

スマートフォン選びのポイント



今やほとんどの人がインターネットを利用する時代。ケータイ用のサイトを閲覧できるだけでなく、パソコンと同じWebページやネットサービスが利用できる携帯電話、それがスマートフォンです。

携帯電話をはじめとするモバイル市場は急成長しており、パソコン市場に取って代わるとも言われています。

マイクロソフト、アップル、グーグルをはじめ大手PC・ネット関連企業が続々と参入。プラットフォームやOSもiPhone(アップル)、Windows Mobile(マイクロソフト)、Android(グーグル)、Symbian(シンビアン)などが登場してきています。

以下にスマートフォン選びのためのポイントをまとめましたので参考にしてみてください。

1. 大画面、高解像度など、ネットの快適さで選ぶ

パソコン以上にインターネットを使い倒せるのが、スマートフォンの醍醐味です。パソコンよりも手軽に持ち運びできるスマートフォンは、いつでもどこでもメールやWebサイト・twitterなどを利用できるため、パソコンよりも多くネットを使えます。

2. 文字入力の快適さで選ぶ

スマートフォンのメールは、携帯電話と同じキャリアメール/ショートメール、パソコンと同じPCメール、Gmail等のWebメールまで、実に多様なメールが利用できます。

3. 防水機能で選ぶ

防水型スマートフォンでおすすめなのが、「REGZA Phone T-01C」。スマートフォン初の防水端末です。台所などの水回りでもワンセグを楽しんだり、濡れた手でもネットでレシピを検索したりできます。

4. 音楽機能で選ぶ

ケータイで音楽を楽しむように、スマートフォンでも音楽を楽しみたい人は多いでしょう。「HTC Desire SoftBank 001HT」なら、4.3インチの大画面とスマートフォン初のドルビーモバイル搭載し、サラウンドサウンドをどこでも満喫できます。これはホームシアターを持ち歩けるようなもの。退屈だった移動時間が一転して楽しい時間になるでしょう。

5. 最先端の3D映像を楽しむ

3Dテレビが急速に普及してきていますが、スマートフォンでも3D映像が手軽に楽しめます。「GALAPAGOS SoftBank 03SH」なら、3Dテレビを買わないと見られない3Dコンテンツも、手軽に見ることができます。それも、専用グラスなしで見られるのです。さらに3D写真も撮れるので、パーティやイベントなどで、さっと撮って、3Dで見せれば、より場の楽しさも倍増するというものです。



12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～当年11月分)の納付	納 期 限 12月 10日(金)
7～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出	申請期限 12月 20日(月)
10月決算法人の確定申告	申告期限 1月 4日(火)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 1月 4日(火)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告	申告期限 1月 4日(火)
4月決算法人の中間申告(半期分)	申告期限 1月 4日(火)
消費税年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人の3月毎の中間申告	申告期限 1月 4日(火)
消費税の年税額が4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告	申告期限 1月 4日(火)
給与所得の年末調整	調整時期 本年度最後の給料の支払いをするとき
固定資産税(都市計画税)の納付(第3期分)	納 期 限 各都道府県条例に定める日

今月の名言録

～ ベクトルをそろえる ～

人間は、個として生まれ、自由に生きているのですから、いろいろな発想をする人があってもいいと思います。組織においても、各人が全く自由な発想のもとに行動し、それでいて調和がとれているというのが、最高の姿だと思います。

しかし、私の経験からすれば、これは理想であって、実際のところは力がそろわず決してうまくいくことはありません。歴史を見ても、勝手な連中が集まって長く栄えた集団はありません。

集団を構成する、個々の人々の志向が一致していないと、力が分散してしまい大きな力を発揮し続けることができないからです。そのため、常に集団のベクトルをそろえておく必要があるのです。

ベクトルをそろえるとは、考え方を共有していこうということです。人間として考え行動していくための、最もベーシックな哲学をともにし、それを座標軸に、各人が持てる個性を存分に発揮していこうということなのです。

同好サークルならば、自由な発想と個性の発揮だけでいいでしょう。しかし、目的を持った集団(会社)であれば、価値観を共有してはじめて、達成への永続的、集中的な取り組みが可能となるのです。

(「心を高める、経営を伸ばす」稲盛和夫著 PHP研究所)



編集後記

みなさんの中でも同じ気持ちの方が多いかと思いますが、1年という月日がたつのは本当に早いものです。

今年もあと残り1ヶ月弱で終わりかと思うと・・・

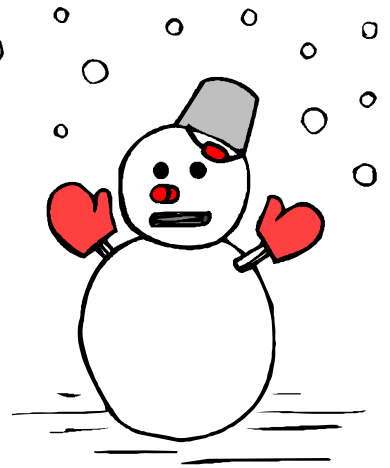
毎日バタバタと時間が過ぎ、気がついたら年末になっていたというのが正直な感想で、年初には、あれもやりたい、これもやりたいと考えていたことがどれだけ実現できたのかなあ。これから1年の総括としてチェックしてみようとは思っています。

でも毎年、この時期になってあわてて、越年項目がひとつでも少なくなるように悪あがきをしているような気もしますが・・・。みなさんはいかがでしょう？

いずれにしても、できた項目とできなかった項目をしっかりと確認しておくことだけは大切かと思っています。

特にできなかった項目は重要度を再検討し、必要に応じて引き続き取り組んでいかないといけないうすし、また、新たな項目を追加することも含めて、目標や計画の再構築をしっかりとしておきたいものです。

(浅岡 和彦)



事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士
不動産鑑定士
社会保険労務士

浅岡 和彦
佐々木 勝己
松永 裕美



大津通
「中京大学文化市民会館北」
交差点からすぐです

